

第1回 新交通システム検討委員会

次 第

日時：平成20年2月21日（木）
10：00～
場所：栃木県総合文化センター
特別会議室

1. 開 会
2. 主催者あいさつ
3. 議 題
 - (1) 新交通システム検討委員会の設置にあたって
 - (2) 事業・運営手法について
 - (3) 施設計画について
 - (4) その他
4. 閉 会

〔配布資料〕

- 次 第
- 席 次 表
- 新交通システム検討委員会設置要綱

資料1 新交通システム検討委員会の設置にあたって

資料2 事業・運営手法の検討

資料3 施設計画の検討

参考資料 「需要予測値」について

新交通システム検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 宇都宮市の東西基幹公共交通として、本市が導入を検討しているL R Tの成立性及び実

現性について、専門的な検討をするため、新交通システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的に従い、次の各号に掲げる事項について協議をする。

- (1) 宇都宮市におけるL R Tの成立性及び実現性に関する事項
- (2) その他宇都宮市におけるL R T導入検討に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員会委員は、学識経験者、交通事業者、金融機関、市民及び関係行政機関のうち別

紙に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、委員の互選により定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から協議終了の会議の日までとする。

ただし、関係行政機関のうちから任命又は委嘱された委員については、その置かれている在任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを召集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宇都宮市総合政策部L R T導入推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に

諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

別紙

新交通システム検討委員会委員名簿

委員区分	氏 名	役 職 名 簿
学識経験者	藤本 信義	宇都宮大学名誉教授
	森本 章倫	宇都宮大学准教授
	西野 寿章	高崎経済大学教授
交通事業者	大森 郁雄	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室長
	猪森 信二	東武鉄道株式会社経営企画部長
	保坂 和夫	関東交通株式会社代表取締役
金融機関	紀 芳 憲	日本政策投資銀行地方開発部課長(業務企画担当)
	高津戸 務	栃木銀行取締役法人営業部長
	宇梶 明男	足利銀行公務金融室長
市民代表	加藤 和正	公募市民
	瀧田 剛也	公募市民
行政委員	赤星 健太郎	関東地方整備局建政部都市整備課長
	廣田 健久	関東運輸局企画観光部交通企画課長
	池澤 昭	栃木県県土整備部参事兼交通政策課長
	奥村 俊夫	栃木県警察本部交通規制課長
	大林 厚雄	宇都宮市総合政策部副参事(LRT担当)